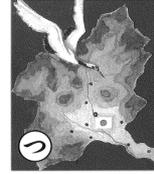




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月22日(火) 号外(第5号)

目次

ページ

規 則

- 群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(税務課) 2
- 群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(同) 11

規則

群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二百二十九号

群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特例に関する条例施行規則

(趣旨) 第一条 この規則は、群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特例に関する条例(令和三年群馬県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(免除の申請) 第二条 条例第三条の規定による県税の課税免除の申請(以下「課税免除申請」という。)をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 個人の事業税 個人の事業税課税免除申請書(別記様式第一号)
二 法人の事業税 法人の事業税課税免除申請書(別記様式第二号)
三 不動産取得税 不動産取得税課税免除申請書(別記様式第三号)
四 県固定資産税 県固定資産税課税免除申請書(別記様式第四号)
(免除の申請の期日) 第三条 条例第三条の規定で定める期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人の事業税 群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号。以下「県税条例」という。)第六十二条第一項に規定する申告書を提出する個人(当該申告書の提出期限とされている日(以下「申告期日」という。)までに当該申告書を提出した個人に限る。)にあつては申告期日、所得税に係る修正申告書を税務官署に提出する個人(申告期日までに同項に規定する申告書及び前条第一号の課税免除申請書を提出した個人又は同項に規定する申告書の義務を有しなかつた個人に限る。)にあつては当該修正申告書を税務官署に提出する日
二 法人の事業税 県税条例第五十五条第一項各号(第二号を除く。)に規定する申告納付の期間(以下「申告納付期間」という。)において当該申告書を提出する法人(申告納付期間の末日までに当該申告書を提出した法人に限る。)にあつては申告納付期間の末日、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の三十一第二項又は第三項に規定する修正申告書を提出する法人(申告納付期間の末日までに当該申告書及び前条第二号の課税免除申請書を提出した法人又は申告納付期間の末日までに納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人に限る。)にあつては同法第七十二条の三十一第二項に規定する修正申告書を

- 提出する日又は県税条例第五十五条第二項に規定する修正申告納付の期間の末日
三 不動産取得税 個人にあつては申告期日、法人にあつては県税条例第五十五条第一項第一号又は第一号の二に規定する申告納付の期間の末日
四 県固定資産税 地方税法第七百四十五条第一項において準用する同法第三百八十三条に規定する申告期限とされている日
(免除の措置) 第四条 知事は、課税免除申請があつたときは、これを審査して免除の可否を決定し、その旨を当該免除の申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
一 個人の事業税 個人の事業税課税免除決定通知書(別記様式第五号)
二 法人の事業税 法人の事業税課税免除決定通知書(別記様式第六号)
三 不動産取得税 不動産取得税課税免除決定通知書(別記様式第七号)
四 県固定資産税 県固定資産税課税免除決定通知書(別記様式第八号)

附則

- (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。
(群馬県過疎地域自立促進のための県税の特例に関する条例施行規則の廃止) 2 群馬県過疎地域自立促進のための県税の特例に関する条例施行規則(平成十二年群馬県規則第一百一号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
(経過措置) 3 第三条に規定する課税免除の申請の期日が条例第二項に規定する設備が所在する市町村における条例第一条に規定する市町村計画が公表された日から起算して三十日を経過した日以前に到来する場合には、当該申請の期日は、第三条の規定にかかわらず、当該市町村計画が公表された日から起算して三十日を経過した日とする。
4 条例附則第二項又は第三項の規定の適用を受ける者に係る旧群馬県過疎地域自立促進のための県税の特例に関する条例(平成十二年群馬県条例第八十四号。以下「旧条例」という。)第三条に規定する課税免除の申請の期日が令和三年七月三十一日以前に到来する場合には、当該申請の期日は、同条の規定にかかわらず、同日とする。
5 条例附則第二項又は第三項の規定の適用を受ける者は、旧条例第三条の規定による課税免除の申請をしようとするときは、旧規則第二条各号に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。
6 知事は、条例附則第二項又は第三項の規定の適用を受ける者が行った旧条例第三条の規定による課税免除の申請に対して課税免除の可否の決定をしたときは、当該課税免除の申請をした者に対し、旧規則第四条第二項各号に掲げる通知書により通知するものとする。

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

受 付

群馬県知事あて		個人の事業税課税免除申請書 (群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する 条例第3条の規定による申請書)		
		申請年月日	年	月 日
申 請 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
この申請について応答する担当者の氏名		電話番号	()	—
次のとおり、個人の事業税の課税免除を申請します。				
申請事業年	年 月 日から	年 月 日まで	区分	確定申告・修正申告
申 請 事 業 所	名 称			
	所 在 地			
	業 種			
	主要製造品目			
申 請 額	適 用 年 度	課 税 標 準 額	税 額	償却資産の取得区分
	第1年度分(新規分)	円	円	新設・増設・その他
	第2年度分(継続分)	円	円	新設・増設・その他
	第3年度分(継続分)	円	円	新設・増設・その他
	合 計	円	円	
償 却 資 産	種 類	取 得 価 額	取 得 年 月 日	
	機 械 及 び 装 置	円	年 月 日	
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円	年 月 日	
	そ の 他 の 償 却 資 産	円	年 月 日	
	合 計	円		
上記償却資産による増加生産額			千円	
添 付 書 類	知事が指示する書類			
注 意 事 項	1 「償却資産の取得区分」の欄について、建物又はその附属設備の改修(増築、改築、修繕又は模様替)を行った場合は、「その他」を○で囲んでください。 2 「償却資産」の欄には、新規分として申請する事業年中に取得した有形減価償却資産で、製造等の事業の用に直接供されるものの合計額のみを記入してください。 3 旅館業にあっては、「主要製造品目」及び「上記償却資産による増加生産額」の欄は、記入する必要はありません。			

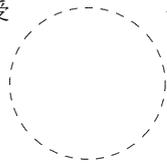
別記様式第2号(規格A4)(第2条関係)

受 付

群馬県知事あて		法人の事業税課税免除申請書 (群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する 条例第3条の規定による申請書)		
		申請年月日	年	月 日
申 請 者	所在地			
	フリガナ			
	名称及び 代表者名			
この申請について応答する担当者の氏名		電話番号	()	—
資本金の額又は出資金の額		円		
次のとおり、法人の事業税の課税免除を申請します。				
申請事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		区分	確定申告・修正申告
申 請 事 業 所	名称			
	所在地			
	業種			
	主要製造品目			
申 請 額	適用年度	課税標準額	税額	償却資産の取得区分
	第1年度分(新規分)	円	円	新設・増設・その他
	第2年度分(継続分)	円	円	新設・増設・その他
	第3年度分(継続分)	円	円	新設・増設・その他
	合計	円	円	
償 却 資 産	種類	取得価額		取得年月日
	機械及び装置	円		年 月 日
	建物及びその附属設備	円		年 月 日
	その他の償却資産	円		年 月 日
	合計	円		
上記償却資産による増加生産額		千円		
添付書類	知事が指示する書類			
注意事項	1 「償却資産の取得区分」の欄について、建物又はその附属設備の改修(増築、改築、修繕又は模様替)を行った場合は、「その他」を○で囲んでください。 2 「償却資産」の欄には、新規分として申請する事業年度中に取得した有形減価償却資産で、製造等の事業の用に直接供されるものの合計額のみを記入してください。 3 旅館業にあつては、「主要製造品目」及び「上記償却資産による増加生産額」の欄は、記入する必要はありません。			

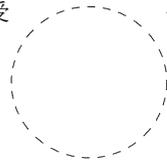
別記様式第3号(規格A4)(第2条関係)

受 付

 群馬県知事あて		不動産取得税課税免除申請書 (群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する 条例第3条の規定による申請書)					
		申請年月日	年 月 日				
申 請 者	所在地						
	フリガナ						
	名称及び 代表者名						
この申請について応答する担当者の氏名				電話番号	() —		
資本金の額又は出資金の額		円					
次のとおり、不動産取得税の課税免除を申請します。							
申請事業年度(年)		年 月 日から		年 月 日まで			
申 請 事 業 所	名称						
	所在地						
	業種						
	主要製造品目						
申 請 不 動 産	土 地	取得年月日	年 月 日	取得価額	円		
		所在地		地目		地積	m ²
	家 屋	建設着手年月	年 月 日	用途		構造	
		所在地		建床面積	m ²	延床面積	m ²
申 請 額	種類	課税標準額	税 額				
	土地	円	円				
	家屋	円	円				
償 却 資 産	種類	取得価額	取得年月日				
	機械及び装置	円	年 月 日				
	建物及びその附属設備	円	年 月 日				
	その他の償却資産	円	年 月 日				
	合計	円					
上記償却資産による増加生産額		千円					
添付書類	知事が指示する書類						
注意事項	1 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、法人の場合のみ記入してください。 2 「償却資産」の欄には、事業の用に供した日を含む事業年度(年)中に取得した有形減価償却資産で、製造等の事業の用に直接供されるものの合計額を記入してください。 3 旅館業にあっては、「主要製造品目」及び「上記償却資産による増加生産額」の欄は、記入する必要はありません。						

別記様式第4号(規格A4)(第2条関係)

受 付

 群馬県知事あて		県固定資産税課税免除申請書 (群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例第3条の規定による申請書)			
		申請年月日	年 月 日		
申請者	住所又は所在地				
	フリガナ				
	氏名又は名称及び代表者名				
この申請について応答する担当者の氏名			電話番号	()	—
資本金の額又は出資金の額		円			
次のとおり、県固定資産税の課税免除を申請します。					
申請事業所	名称				
	所在地				
	業種				
	主要製造品目				
申請償却資産		取得年月日	年 月 日	取得価額	円
		用途			
申請額	適用年度	課税標準額	税 額	償却資産の取得区分	
	第1年度分(新規分)	円	円	新設・増設・その他	
	第2年度分(継続分)	円	円	新設・増設・その他	
	第3年度分(継続分)	円	円	新設・増設・その他	
	合計	円	円		
償却資産	種類	取得価額		取得年月日	
	機械及び装置	円		年 月 日	
	建物及びその附属設備	円		年 月 日	
	その他の償却資産	円		年 月 日	
	合計	円			
上記償却資産による増加生産額		千円			
添付書類	知事が指示する書類				
注意事項	1 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、法人の場合のみ記入してください。 2 「償却資産の取得区分」の欄について、建物又はその附属設備の改修(増築、改築、修繕又は模様替)を行った場合は、「その他」を○で囲んでください。 3 「償却資産」の欄には、新規分として申請する事業年度中に取得した有形減価償却資産で、製造等の事業の用に直接供されるものの合計額のみを記入してください。 4 旅館業にあっては、「主要製造品目」及び「上記償却資産による増加生産額」の欄は、記入する必要はありません。				

個人の事業税課税免除決定通知書 (群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による通知書)		
申請者	住所	
	氏名	様
年 月 日付けで申請のありました群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例に基づく課税免除について次のとおり課税免除をします。 することができません。		
年 月 日 群馬県 事務所長 印		
申請事業年	年 月 日から 年 月 日まで	
申告区分	確定申告・修正申告	
適用年度区分	第1年度分・第2年度分・第3年度分	
課税免除の対象となる課税標準額の計算		
所得金額	本県分の課税標準額	課税免除の対象となる課税標準額
円	円	円
課税免除後の税額の計算		
課税免除前の課税額(イ)	課税免除額(ロ)	差引課税額(イ)-(ロ)
円	円	円
〔課税免除に該当しない理由〕		

(申請者あて)

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

法人の事業税課税免除決定通知書 (群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による通知書)			
申請者	所在地		
	名称及び代表者名	様	
年 月 日付けで申請のありました群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例に基づく課税免除については、次のとおり課税免除をします。 することができません。			
年 月 日		群馬県	事務所長 印
申請事業年	年 月 日から		年 月 日まで
申告区分	確定申告・修正申告		
適用年度区分	第1年度分・第2年度分・第3年度分		
課税免除の対象となる課税標準額の計算			
区 分		本県分の課税標準額	課税免除の対象となる課税標準額
所得区分	年 万円以下	円	円
	年 万円超 年 万円以下	円	円
	年 万円超 (又は軽減不適用法人)	円	円
	合 計	円	円
課税免除後の税額の計算			
課税免除前の課税額(イ)		課税免除額(ロ)	差引課税額(イ)-(ロ)
円		円	円
〔課税免除に該当しない理由〕			

(申請者あて)

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第7号(規格A4)(第4条関係)

不動産取得税課税免除決定通知書 (群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による通知書)			
申請者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者名	様	
年 月 日付で申請のありました群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例に基づく課税免除については、次のとおり課税免除を ^し ます。 することができません。			
年 月 日		群馬県	事務所長 印
課税免除の対象となる土地及び家屋に係る課税標準額の計算			
区	分	取得した不動産	左記のうち課税免除の対象となるもの
土地	所在地		/
	地積	㎡	㎡
	評価額	円	円
	課税標準額	円	円
家屋	所在地		/
	延床面積	㎡	㎡
	評価額	円	円
	課税標準額	円	円
課税免除後の税額の計算			
区分	課税免除前の課税額(イ)	課税免除税額(ロ)	差引課税額(イ)-(ロ)
土地	円	円	円
家屋	円	円	円
合計	円	円	円
[課税免除に該当しない理由] ----- ----- ----- ----- -----			

(申請者あて)

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第8号（規格A4）（第4条関係）

県固定資産税課税免除決定通知書 （群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による通知書）		
申	住所又は所在地	
請	氏名又は名称	様
者	及び代表者名	
年 月 日付けで申請のありました群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例に基づく課税免除については、次のとおり課税免除を ^し ます。 することができません。		
年 月 日		群馬県 事務所長 印
適用年度区分	第1年度分 ・ 第2年度分 ・ 第3年度分	
償却資産の所在地		
償却資産の種別		
課税免除の対象となる償却資産に係る課税標準額の計算		
大規模償却資産	総 額	円
の課税標準額	県で課すべき課税標準額	円
上記のうち、課税免除する償却資産の課税標準額		円
課税免除後の税額の計算		
課税免除前の課税額（イ）	課税免除額（ロ）	差引課税額（イ）－（ロ）
円	円	円
〔課税免除に該当しない理由〕		

（申請者あて）

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもって審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第百三十号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条の表中「第七十二条の二十五第十七項」を「第七十二条の二十五第十七項」に改める。

第四十五号様式中「(法人の場合、代表者印)」を削り、「~~印~~」を「 」

- 1 法人が請求するときは、法人の代表者印(実印)を押印してください。
- 2 運転免許証等、本人であることが確認できるものを提示してください。
- 3 代理人が請求する場合は、委任状を提出するとともに、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。

- 1 運転免許証等、本人であることが確認できるものを提示してください。
- 2 代理人が請求する場合は、委任状を提出するとともに、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。
- 3 委任状には、委任者の押印が必要です。

に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
